

事務連絡
令和2年8月12日

障害福祉サービス事業者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長
ユニバーサル推進課長

障害福祉サービス事業所・施設等における
新型コロナウイルス集団感染発生防止に係る対策等について

平素は、本県障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

先般、県内において、放課後等デイサービス事業所の利用者及び職員が新型コロナウイルスに感染するなど、社会福祉施設等におけるクラスターが発生しておりますが、陽性者や濃厚接触者への対応については、県感染症対策本部等とも適宜連携し、必要な調整を行っているところです。

つきましては、感染拡大の防止を徹底する観点から、下記のとおり、改めて施設等における感染防止対策等にかかる留意事項を整理しましたので、引き続き、感染防止対策を厳重に徹底した上での適切なサービスの実施をお願いするとともに、感染発生時の情報提供等につきましてもご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 利用者について

- ・ 送迎や支援前の定期的な体温の計測
- ・ 風邪の症状や熱、強いだるさ、息苦しさを伴う咳、味覚や嗅覚等の異常がないか等の体調管理
- ・ 家族など面会者と入所者との直接対面による感染を防ぐためのオンライン面会等の活用

2 職員について

- ・ 出勤前の検温と職場への報告
- ・ 感染防止対策(マスクの着用、咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等)の徹底
- ・ 東京や大阪など感染が再拡大している地域への不要不急の移動の自粛や感染リスクの高い場所への出入りの自粛等

3 管理者について

- ・ 利用者や職員に感染防止にかかる周知徹底を図るとともに、施設等における感染発生の疑い及び感染を把握した場合は、帰国者・接触者相談センターに電話連絡し、指示を受けること。また、速やかに当該施設内等での情報共有を行うとともに、指定権者や関係市町等への報告を行うこと。
- ・ 感染発生時を想定した衛生用品の備蓄や人員体制の検討など、引き続き、施設等における感染発生に備えた対応を行うこと。

(参考)

令和2年7月3日付け厚生労働省事務連絡「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/documents/200703_1taiou.pdf